



GRIPS 文化政策ケース・シリーズ (案)



りゅーとぴあ（新潟市民芸術文化会館）¹

はじめに

新潟市に1998年10月22日に開館した「新潟市民芸術文化会館（以下、りゅーとぴあ）」は、2,000人規模のコンサートホール、劇場、能楽堂をそれぞれ専門ホールとして備えた舞台芸術の大規模複合施設である。新潟市は1968年に「スポーツと音楽の都市宣言」を全国的にも先駆けて行っており、「りゅーとぴあ」は、市民による地方文化の創造と、全国レベルの質の高い鑑賞事業を展開する拠点としての役割を担っている。「新潟発の文化創造」を目標に掲げた「りゅーとぴあ」は、「新潟発創造事業」やスタッフによる自主企画などソフト面においても特色ある事業展開から、注目を集めてきた。

1. 公立ホールとは何か

1) 公の施設としての公立ホール

「りゅーとぴあ」は、新潟市が出資して設立した財団法人新潟市芸術文化振興財団が運営する公立ホールである。公立のホールは、文化会館や文化ホール、文化センターなど、さまざまな呼称があるが、舞台芸術のための公立文化施設は一般的に、「文化会館」と総称されている。したがって、文化会館は博物館、美術館などと並ぶ公立文化施設の一つであり、地方自治法に定める「公の施設」である。

文化会館の前身は公会堂にあり、第2次大戦後は、ホール化が進み、名称も文化会館へと変化した。実際、文化会館が盛んに建設されたのは1960年代に入ってからである。当

¹ GRIPS 文化政策プログラムチーム（ディレクター：教授 垣内恵美子，チームメンバー：助手 岩本博幸，氏家清和）2005年8月23日作成。2009年2月15日更新。

時は地方において文化施設はほとんどなく、大都市と地方の文化格差はきわめて大きかった。そのため、この時期に求められたのは「芸術文化の鑑賞の機会であり、日常のあらゆる文化活動に対応できる舞台施設」であった。

結果として、この時期に建設された文化会館は多目的な性格をもつものとなった。しかし、文化会館が全国にゆきわたるようになると多目的な文化会館がどのタイプの公演にも十分に対応できないという面が批判されるようになり、1980年前後から文化会館は、多目的性を脱し、「専門ホール」として建設されるようになった。1981年に設置された宮城県中新田町のバッハホール、1982年に設置された熊本県立劇場などがこれに当たる。「りゅーとぴあ」もこの時期に専門ホールを主体とした文化会館として計画された。

1980年代後半のバブル経済期に盛んに立てられた文化施設は、公立と私立を問わず、まず施設ありきで、その中身ともいべき運営体制などは脆弱であった。これはいわゆる「ハコモノ行政」という言葉で批判され、これに対する反省としてソフトの重視が求められるようになった。

1990年代に入ってから、専門ホール中心の建設が続く一方で、その運営は、「単に鑑賞の機会や文化活動の場の提供というだけにとどまらず、積極的な地域文化の『創造』と『発信』に焦点が当てられることとなった」²。「りゅーとぴあ」が、建設計画中から平行してワークショップによる人材育成など、ソフト面の整備に力を入れたのは、このような文化会館をめぐる状況が背景にある。

文化会館はその呼称だけでなく、施設の内容においてもさまざまであるが、根木は文化会館の特質と範囲として、次の4点をあげている³。

- ① 地方公共団体によって設置された公立の施設であること
- ② 音楽堂、劇場、展示場等の機能を備えた施設であること
- ③ 地域住民に対し、音楽、演劇、美術等の鑑賞の機会を提供するものであること
- ④ 地域住民に対し、文化活動の発表の場を提供するものであること

これらを総合すると、文化会館とは「地方公共団体が地域における文化創造の拠点として設置し、音楽堂、劇場、展示場等の機能を備えるとともに、多目的または専用のホールを中心として、地域住民に対し、音楽、演劇、美術等の鑑賞の機会と文化活動およびその発表の場を提供する施設（公民館を除く）」として捉えることができる⁴。

² 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.2より引用。

³ 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.2より引用。

⁴ 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.5より引用。

2) 制度上の位置づけ

公立の文化施設の総称である文化会館は、地方自治法では「公の施設」として規定されている。この「公の施設」とは、「学校、研究所、図書館、公民館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂その他の教育、学術、文化、勸業、情報処理又は電気通信に関する施設（旧地方自治法第2条第3項第5号）」のことであり、文化会館は、公会堂、劇場、音楽堂などとして設置される⁵。

また、学校は学校教育法等に、図書館は図書館法に、博物館は博物館法によって目的や基準が定められているように、根拠法令を持っている場合が一般的であるが、文化会館は固有の根拠法令を持っていない。

したがって、文化会館の基本的な性質としては、「公の施設」として定められている次の二つの原則に従わなければならない。その一つは、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。（地方自治法第244条第1項2項）」という「機会均等原則」であり、二つ目は「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしいてはならない。（地方自治法第244条第1項3項）」という「平等原則」である。

これらの「機会均等原則」や「平等原則」は、「住民がその施設において、政治、宗教などの集会、会合を持ったり会議を行う際に、長期間利用することを規制したり、抽選あるいは先着順などによる利用の均等を図るという点で、きわめて合理的なもの」であるが、「音楽、演劇、舞踊などの舞台芸術の公演に関していえば、稽古から公演までに、長期間にわたる施設の使用が必要」であり、特別な配慮が望ましいと考えられている⁶。

3) 設置管理主体

公の施設の設置、管理、廃止は、一般には地方公共団体の長の権限である。ただし、学校その他の教育機関の設置、管理、廃止は、独立の行政委員会である教育委員会の権限となっている。ここで問題となる文化会館は、地方公共団体の長のみならず教育委員会の所管としても管理されていることに特色がある。

実際のところ、地方自治体によってさまざまであるというが、「主として教育機関として文化会館を設置管理するのであれば教育委員会が所管し、一般的な公の（集会）施設とし

⁵ 「公の施設」についての例示は、旧地方自治法において示されていたが、現法では削除されている。

⁶ 垣内恵美子（1997）「文化会館の制度」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11, p.29より引用。

て設置するのであれば首長部局が所管する」ことになっている⁷。

4) 文化会館の現状

文化会館の前身は公会堂にあるといわれているが、大阪中央公会堂（1918年）を最初とする初期の公会堂は、集会や講演会等を主目的とする講堂的な施設であった。その後、日比谷公会堂（1929年）、名古屋市公会堂（1930年）など、文化的な催しを念頭に置いた施設が出現し、やがて音楽会、舞踊等に多く利用されるようになった。そして、第2次世界大戦後にはホール化の方向に拍車がかけられ、それとともに、名称も文化会館へと変わっていったという⁸。

現在においても文化会館のソフト重視が引き続き求められていることは明らかであるが、そのソフトの中身が課題となっている。その1つが、運営理念としてプロフェッショナルの方向、つまり質の高い芸術文化への方向と、もう一方で、アマチュアである地域住民の文化活動の方向のどちらの方向を志向するのか、あるいはこの二つの方向をどのようなバランスをとって運営していくのかという課題である。

さらに、文化会館を含む「公の施設」の運営に関して、近年大きな動きがあった。「指定管理者制度」である。これまで、公の施設の管理運営を受託できる機関は地方公共団体の出資法人等、一部の団体に限定されていたが、地方自治法の一部が改正され、いわゆる「第3セクター」ではない、純粹民間の株式会社等も管理者として認められるようになったのである。この「指定管理者制度」をめぐって、現在盛んに議論されている。

2. りゅーとぴあ建設の経緯

昭和50年代後半に、ホール建設に関する陳情が新潟市に対して活発化し、昭和59年（1984年）12月の新潟市第3次総合計画の中に「市民文化会館」の整備が盛り込まれたことが「りゅーとぴあ」建設の直接的な契機となっているが、その背景については、昭和40年代にまでさかのぼる。昭和39年（1964年）の新潟国体の直後に新潟市に大きな被害をもたらした新潟地震の災害義援金を基金として、新潟県民会館（大ホール1,800席）が昭和42年（1967年）に建設された。この翌年、昭和43年（1968年）に新潟市は、「スポーツと音楽の都市宣言」を全国的にも先駆けて行い、これを受けて昭和44年（1969年）

⁷ 垣内恵美子（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.31より引用。

⁸ 根木昭（1997）「文化会館の意義」根木昭・枝川明教・垣内恵美子・笹井宏益著『文化会館通論』第1章第1節、晃洋書房、pp.1-11、p.1より引用。

3月6日に財団法人「新潟市音楽芸能協会」が設立された。(カット)新潟市の舞台芸術振興の基礎が、この時期に形成されたといえよう。プロ、アマチュアを含めた舞台芸術活動が活発化していく一方で、当時の新潟市における舞台芸術公演の場は、昭和13年(1938年)に建設された新潟市公会堂(800席)と新潟県民会館程度であり、ホール数不足が生じていたことから、昭和52年(1977年)11月19日に新潟市音楽文化会館が建設された。新潟市音楽文化会館は、収容人数550人と小規模な活動が多かった当時の状況に適合した規模のホールであったが、大規模な観客動員数で活動する団体が増加し、また、残響調整装置を備えるなどの専門性をもったホールでありながらも、洋楽、邦楽、洋舞踊、日本舞踊、演劇、能楽などにも対応する必要から多目的ホールとして建設されていたため、専門ホールへのニーズが高まってきた⁹。新潟市公会堂の老朽化の問題がこれに加わり、前述のような「市民文化会館」建設の陳情へと続いたのである。

昭和59年(1984年)12月の新潟市第3次総合計画に「市民文化会館」の整備が盛り込まれて以来、専門ホールの建設が全国的に広がっていた状況の中で、基本計画では、交響楽・演劇・古典芸能や講習会・各種大会が開催できる複合ホールとして計画されていた。昭和63年(1988年)には、市民文化会館の建設計画と平行して、白山公園およびその周辺地域に文化・スポーツ施設を一体的に整備する「セントラルパーク基本計画の概要」が新潟市によって示されている。翌平成元年(1989年)6月から平成3年(1991年)3月に新潟市議会において「第1次建設調査特別委員会」設置され、ここで、建設位置を白山地区に絞って検討していくこと、国際的な催物が開催でき、音楽・演劇についての市民ニーズにこたえうる、将来にも通用する規模・機能をもたせることなどが中間報告として取りまとめられた。これを受けて平成3年(1991年)9月から11月に実施された建設基本構想検討懇談会を経て平成4年(1992年)3月の市議会で市長から建設計画が発表された。その後、平成7年(1995年)7月3日に着工、平成10年(1998年)5月31日に竣工、同年10月22日から供用開始されている。

以上の建設の経緯からも示されるとおり、「りゅーとぴあ」は市民の芸術文化活動の発表の場であり、新潟からの芸術文化の発信が強く意識されている。そのためには、施設の建設と同時に、館内で展開されるソフト事業の充実が不可欠となる。「りゅーとぴあ」では、平成6年(1994年)9月から平成9年(1997年)3月にかけて、企画・運営スタッフの育成を目的とした市民対象の講座である「N-PAC・Workshop(新潟市劇場芸術講座)」を実施した。館の建設と同時進行で、将来のソフト事業の充実を目的とした、人材育成を展開してきた点に特徴がある。

3. りゅーとぴあ

1) 施設概要

⁹ 財団法人新潟市音楽芸能協会「創立30周年記念誌音芸協のあゆみ」。

「りゅーとぴあ」はコンサートホール、劇場、能楽堂の他、2つのスタジオ、ギャラリー、茶室等を備えた音楽・舞台芸術の総合施設として新潟市白山公園に隣接して建設された。設計は、静岡市の眉山ホール、藤沢市の湘南台文化センターなどの設計を手がけた長谷川逸子氏である。コンサートホールは、最大2,000人の収容が可能な音楽専用ホールである。客席はアリーナ形式を採用し、正面には、スペイン・グレンツィング社製のパイプオルガンを備えている。通常の文化会館に比べ残響時間が長いことから、コンサートホールでは、クラシック音楽の公演を中心とした鑑賞事業が行われている¹⁰。コンサートホールの付帯施設として、小・中4室ずつの楽屋、楽屋応接室1室、スタッフ室1室、楽屋ロビーが備えられている。

劇場は、最大903人の収容が可能であり、オーケストラピット、仮設花道の設置が可能であることから、演劇、オペラ、歌舞伎などの舞台芸術に対応した構造となっている。付帯施設として、小・中4室ずつの楽屋、スタッフ室2室、シャワー室、洗濯室、楽屋ロビーが備えられている。

能楽堂は、最大387人の収容が可能であり、桧床の舞台、桧皮葺の屋根などを持つ本格的な室内能楽堂である。舞台正面の鏡板、橋懸かりの羽目板を外すことによって中庭である日本式の庭園が現れ、演出に利用することができる。演劇、民族音楽のコンサートなど能・狂言に限定されず利用されている。付帯施設として、茶室として利用可能な楽屋3室、焙じ場1室が備えられている。

以上の公演用施設の他、練習室系施設として、2つのスタジオ、8つの練習室が備えられている。スタジオAは、コンサートグランドピアノ、仮設舞台、演奏用器具があり、4管編成のオーケストラのリハーサルに対応している。練習室系施設ではあるが、最大130席の公演に使用することも可能である。スタジオBは、アップライトピアノ、鏡、バレエ用バー、平台など主に演劇、バレエ、ダンスなどの舞台芸術用の練習室系施設として使用されている。スタジオAと同様、小規模公演に対応可能であり、最大座席数は150席である。

以上の舞台芸術関連施設の他に、ギャラリーがあり、書道、絵画、写真などの展覧会に利用されている。サービス施設として、クローク、託児室、レストランの他、各ホールにビュッフェが設けられている。また、「りゅーとぴあ」は、周囲の白山公園、新潟県民会館、新潟市体育館などとともに、信濃川・やすらぎ堤までを含んだオープンスペースを形成しており、市民の憩いの場となっている。「りゅーとぴあ」の周囲には6つの「空中庭園」が設けられており、これらの「空中庭園」および新潟市民音楽文化会館、新潟県民会館、白山公園、やすらぎ堤は（カット）地上6mの空中ブリッジによって結ばれている。また、

¹⁰ 隣接する新潟市音楽文化会館（530人収容）の残響時間が1.4秒（空席時）であるのに対し、「りゅーとぴあ」の残響時間は2.2秒（空席時）である（財団法人新潟市芸術文化振興財団「平成17年度新潟市芸術文化振興財団要覧」）。

「りゅーとぴあ」の屋上も緑化され、「屋上庭園」として開放されている。

2) 運営の理念と活動方針

新潟市の新潟市民芸術文化会館条例では、第1条において「音楽、演劇、能その他の舞台芸術の振興を図り、もって市民文化の向上に資する」ことを目的としていることが明示されている¹¹。また、管理運営計画では、「芸術・芸能文化の継承と発展」を理念として置き、具体的な基本方針として、1) 市民の文化活動への支援、2) 地域に根ざした文化の創造、3) 質の高い、専門性に富んだ芸術を鑑賞する機会への提供、4) 文化を支える人材の育成を掲げている。

3) りゅーとぴあの組織

「りゅーとぴあ」は、新潟市からの委託を受けた財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下、財団）によって管理・運営されている。財団は、1991年7月6日に新潟県教育委員会の許可を受けて設立された。設立当初に新潟市から基本財産として、5億円の全額出捐を受け、1993年4月9日に5億円の増額出捐を受けている。財団は、その目的を「新潟市民の芸術文化活動の振興を図り、もって、自主的自発的な市民文化の創造に寄与すること」としており、具体的な事業として以下の活動を挙げている。

- (1) 芸術文化振興に関する情報の収集及び提供並びに調査研究
- (2) 創造的な芸術文化活動に対する支援及び顕彰
- (3) 芸術文化に関する会議、研究、研修会等の実施
- (4) 国際的芸術文化交流への援助
- (5) 新潟市の所有する文化施設の管理及び運営の受託
- (6) その他前記の目的を達成するための必要な事業

財団は「りゅーとぴあ」の管理を受託しているだけでなく、1998年4月1日に新潟市音楽文化会館の管理も受託している。また、2004年1月1日から新潟市歴史博物館および旧新潟税関庁舎等の管理を指定管理者として受託している。

2005年6月1日段階の財団組織図を「りゅーとぴあ」を中心に整理した図を資料2に示す。理事長、専務理事のもとに、事務局、「りゅーとぴあ」支配人、新潟市歴史博物館館長が置いている。事務局では、総務係、事業係が置かれているが、「りゅーとぴあ」および新潟市歴史博物館に関する業務は、各館が独立してあたっている。「りゅーとぴあ」には支

¹¹ 新潟市民芸術文化会館条例については、資料1を参照。

配人のもと、施設課、事業課が置かれ2課体制となっている。施設課は、庶務係5名、利用サービス係15名、舞台技術係5名で構成され、主に施設の管理運営業務と貸館業務を担っている。事業課は音楽の企画担当5名、演劇・能楽の企画担当6名、広報営業担当4名、票券担当4名、2009年4月からはレジデンシャルダンスカンパニーNoism企画担当3名などで構成され公演事業の企画・製作・運営を担っている。

正職員及びその他の職員数は、正職員で任期のない者が18名、任期付の者が6名、嘱託職員が13名、臨時職員が7名、派遣職員が7名となっている。業務委託をしているのは舞台技術者、専属オルガニスト、自主事業制作で、舞台技術者が10名、専属オルガニストが1名、自主事業制作が3名となっている。尚、任期は指定管理機関に合わせた任期となっている。

支配人制およびアドバイザー・プロデューサー制から芸術監督制へ

「りゅーとぴあ」では、館の代表者を館長ではなく、「支配人」としており、開館当初から新潟市の部長職が支配人に就任している。また、開館から2004年度までは、芸術分野の著名人を芸術監督などのトップに置くことはせずに、公演事業における演目は、財団スタッフが企画し、支配人のもとに置かれた3名のアドバイザー・プロデューサー（AP）の助言を受けて支配人が決めてきた。行政職員が支配人となることについて、長谷川義明市長（当時）は、「コンサートホール、劇場、能楽堂の3つの専門ホールがあり、1人の人物でさまざまな芸術分野をみることは不可能」と理由を述べている¹²。これに対し、支配人がAPの調整役に過ぎなくなり、館の独自性が発揮できない可能性があるといった指摘もあるが、初代支配人を務めた大河内芳子氏は、「これだけの施設なので、市としては、ある程度（市民に対して）責任の持てる人を置きたいことは当然。それには外部の人より、行政の人間の方が適している」としており、開館一周年（1999年）当時に支配人を務めていた宮原源治氏も「市民に顔を向けている形で常駐している方がいい。著名人ならおのずと席を空けることが多くなる」と行政側支配人のメリットを述べている¹³。

芸術文化施設の運営について、しばしば「公共性重視」の運営と「独自色の強い芸術性重視」の運営のどちらに重点を置くべきかが論点となる。「りゅーとぴあ」の場合、公共施設としての館の性質をより意識した組織となっていると言える。公共性を意識する姿勢は、公演事業における演目決定にも反映されている。「りゅーとぴあ」には、音楽、演劇、総合芸術を専門とする3人のAPを置き、財団スタッフの企画に対してAPの助言を受けた支配人が最終的に決定するシステムをとってきた。これによって、国際的にも著名なアーティストを安定的に出演させることが可能となった一方で、芸術監督制では自らの権限によって決定できた演目をAP制では、APが館の管理・運営側（支配人等）に演目の推薦理由を説明、説得する過程が必要となった。2001年当時、音楽部門のAPであった森千二氏

¹² 新潟日報「開館1年の「芸文」感動づくり一合目<5>」, 1999年11月3日朝刊18面。

¹³ 同上、ただし、カッコ内は筆者による補足。

は、当時の座談会でオープニングでのキーロフ歌劇管弦楽団の演目決定を振り返って「新潟の地理的条件，ロシアとの歴史的つながり，さらに一流という条件を考えると，僕にとっては必然だった。ただ新潟では「どうして」という思いはあって，そこを徹底的に話し込んだんだけど，今考えるとそれも良かったと思う。ただ単に，いいもの（プログラム）を連れてくるというだけじゃなくて，運営スタッフを育てるという意味で」と述懐している¹⁴。このような AP と財団スタッフによる企画・運営は，特に開館して間もない時期の財団スタッフにとって大きな教育効果をもたらした。前出の大河内氏も「AP と一緒に（アーティスト側へ）交渉に行ったり，裏方の準備など，職員もどんどん力を付けた」としている¹⁵。事実，現在の音楽部門においては，財団スタッフによって企画・制作が完結するシステムを築くにいたっている。

「りゅーとぴあ」では，2004年にレジデンシャル・ダンス・カンパニーとして振付家・ダンサーの金森穰氏が代表を務める Noism を設立した。従来の総合芸術部門をコンテンポラリー・ダンス部門として再編するためには，専門家による指導力がより発揮されやすい芸術監督制が適しているとの判断から，2005年度から，AP 制から芸術監督制へ移行した。合わせて音楽部門は東京交響楽団の桂冠指揮者である秋山和慶氏，演劇部門は開館から AP を勤めてきた演劇プロデューサーの笹部博司氏が芸術監督に就任した。両部門については，従来と同様，財団スタッフを主体とした企画・制作が行われている。

4) 事業運営

「りゅーとぴあ」では現在，音楽事業，演劇事業，能楽事業，新潟発創造事業，共催事業を中心に事業を展開している。以下では，各種事業の概要と会員制度について概要を整理する（資料4参照）。

音楽事業

音楽事業は，「りゅーとぴあ」のコンサートホールを中心に実施され，その目的から鑑賞事業と育成・普及事業に大別される。鑑賞事業は，「りゅーとぴあ」を準フランチャイズとする東京交響楽団の公演と海外招聘公演を軸に展開している。東京交響楽団は，「りゅーとぴあ」が竣工した1998年5月に財団と準フランチャイズ契約を結んでいる（資料3参照）。以来，新潟定期演奏会として，年間6回（2007年度から）の公演を行っている。東京交響楽団を準フランチャイズとすることにより，「りゅーとぴあ」には，質の高い鑑賞事業に対する固定客を得る効果がある一方で，東京交響楽団にも，（カット）アリーナ型ホールでの公演機会が増えることにより技術向上の効果がもたらされている。また，アマチュアの

¹⁴（財）新潟市芸術文化振興財団「座談会 オープニングと方向性について」新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあアニュアルレポート Vol.1, p.6。

¹⁵新潟日報「開館1年の「芸文」感動づくり一合目<5>」，1999年11月3日朝刊18面。

合唱グループである「にいがた東響コーラス」を立ち上げ、「りゅーとぴあ」でのオーケストラ公演への参加、独自の公演を展開している。育成・普及事業としては、主にジュニア向けの鑑賞会、(カット)、および新潟市ジュニア合唱団、新潟市ジュニアオーケストラ教室、新潟市ジュニア邦楽教室の運営、演奏会を行なっている。その他、東京交響楽団の新潟定期演奏会に合わせた学校巡回などのアウトリーチ活動が実施されている。また、財団スタッフのアイデアから始まったユニークな取り組みとして、2002年からはランチタイムに500円で開催する「1コインコンサート」も実施されている。このコンサートは、将来の顧客獲得を目的として、500円という安価な入場料でコンサートホールでの公演を提供する企画である。事前にチケットの前売りも行っているが、当日チケットレスの現金払いが可能である。コストを低く抑えるために若手演奏家を中心に起用しているが、若手演奏家にとっても「りゅーとぴあ」規模のホールで公演する機会は少ないことから、演奏家にも高く評価されている企画である。2008年度の音楽事業公演数は62公演、入場者数は57,098人となった。

演劇事業

演劇事業は、「りゅーとぴあ」の劇場および能楽堂を中心に実施され、劇場・劇団制作の作品公演、小劇場系の演劇公演および伝統芸能の舞台芸術に関する鑑賞事業、育成・普及事業を展開している。鑑賞事業においては、質の高い鑑賞活動を継続的に維持するため、全国レベルで成功している作品を軸として展開している。現在では、白石加代子、野村萬斎など人気の高い演者による公演が毎年継続して催されている。質の高い公演の継続性にこだわる理由として、開館当初からAPとして「りゅーとぴあ」の運営に携わってきた笹部博司氏は、「10年、20年、100年、劇場が生き延びられて、地域の中でどう役割を果たせるのかと考えると、単純に言えば劇場にお客が来るかどうかにかかっている。どうやってお客の足を劇場に向けさせるのか、システムとして考えないといけない」と語っている¹⁶。一方、育成・普及事業については、「演劇スタジオ」およびワークショップを通じた人材育成を展開、その他、「演劇スタジオキッズコース：APRICOT」による演劇公演などを展開している。2008年度の演劇事業公演数は33公演、入場者数は16,278人となった。

能楽事業

能楽事業は、主に子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした普及に重点を置いた鑑賞会と「能楽基礎講座」を中心に展開されている。2008年度の能楽事業公演数は18公演、入場者数は6,257人となった。

新潟発創造事業

¹⁶ (財)新潟市芸術文化振興財団「座談会 オープニングと方向性について」新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあアニュアルレポート Vol.1, p.9。

新潟発創造事業とは、新潟に根ざした新潟製作の舞台芸術を全国に向けて発信する事業である。市民参加型の事業として、ワークショップでプロの指導を受けた新潟市民によるミュージカルは、開館記念の「シャンポーの森で眠る」をはじめ数作品が公演されてきた。(カット) これら市民参加型ミュージカルの公演は、東京をはじめとする地方都市数ヶ所で公演されるまでになった。

一方、プロによる新潟発信を目指した事業として、2004年4月に「りゅーとびあ」のレジデンシャル・ダンス・カンパニーとして Noism が設立された。世界的な振付家・ダンサーの金森穰氏が芸術監督を務め、全国からオーディションにより集められたメンバーによって活動が行われている。公共ホールによるダンス・カンパニーを運営するという日本ではユニークな試みとして注目を集めている。2004年6月の初作品『SHIKAKU』(演出・振付：金森穰)を新潟、東京で上演。その後、2005年1月には、ニューヨーク、モントリオールで開催されたジャパニーズ・コンテンポラリー・ダンス・ショーケースにも参加したほか、文化庁平成18年度国際芸術交流支援事業では2007年サンチャゴ、ニューヨーク、シカゴ、サンパウロで公演、同年チーフ演劇祭でモスクワ公演、2008年にはワシントン、ミシガン州アナーバー、ソウルで、2009年にはパリ、ナント、台北公演など、海外にも活動を展開している。また、能楽堂で和の様式によるシェイクスピア劇の再創造に挑戦する「りゅーとびあ能楽堂シェイクスピアシリーズ」にも取り組み、2004年5月、第一作として、「マクベス」を新潟・東京で公演し、また、「冬物語」を2006年にはルーマニア、2008年にはハンガリー、ルーマニア、モルドバ、ポーランド、ドイツからの招聘による公演をおこない大きな反響を呼んだ。

共催事業

共催事業では、芸術団体とのタイアップにより実施されている。2008年の共催事業公演数は31、入場者数は16,052人であった。「りゅーとびあ」では、共催事業として「新潟歌舞伎みなと座(以下、みなと座)」の公演を行っている。みなと座は、「りゅーとびあ」の開館イベントとして1997年9月から1999年3月に開催された舞台芸術総合ワークショップの参加者を母体として結成された、新潟市の歌舞伎愛好家による市民歌舞伎専門劇団である。ワークショップの終了後、1999年8月に新潟発歌舞伎実行委員会を組織し、2000年1-2月には、みなと座としての旗揚げ公演を行っている。以来、「りゅーとびあ」では、みなと座による公演を共催事業として実施している。

会員制度 (N-PAC mate)

「りゅーとびあ」は、新潟市民芸術文化会館友の会制度 (N-PAC mate) という会員制度を設けている。登録により、①チケットの先行販売、②10%のチケット料金割引、③チケット無料配送、④代金の自動引き落としなどのサービスを受けることができる。また、特典として、①無料ドリンクチケット、②レストラン飲食代金割引、③抽選チケットプレ

ゼント，④会員限定リハーサルの招待，⑤会報などのサービスを受けることができる。一般の会員制度の場合，会費を徴収してサービスを提供するが多いが，「りゅーとびあ」では，友の会自体への会費ではなく，クレジットカード会社と提携し，友の会会費をクレジットカード年会費として徴収しているところに特徴がある。

5) 財政状況（別添資料参照）

財団法人新潟市芸術文化振興財団は，「りゅーとびあ」のほかにも，新潟市音楽文化会館，新潟市歴史博物館の管理も受託していることから，一般会計には，新潟市音楽文化会館の受託事業に関する収入と支出が含まれている。「りゅーとびあ」および新潟市歴史博物館については，市民芸術文化会館会計と歴史博物館会計に区分されていることから，以下では，市民芸術文化会館会計を中心に概観する。

平成20年度における「りゅーとびあ」の収入を資料5に示す。収入合計は，1,296,238,521円であった。そのうち，補助金等収入の占める割合が最も高く，902,975,925円と全体の70.8%を占める。補助金等収入には，補助金収入，会館管理受託収入，助成金収入，共催負担金が含まれる。補助金等収入全体に占める割合では，会館管理受託収入が最も多く，67.5%の609,608,606円であった。その他，補助金収入は24.3%の219,570,760円，助成金収入は7.6%の68,259,762円，共催負担金は0.6%の5,536,797円である。補助金等収入に次いで多いのは事業収入で，文化事業収入として320,107,183円（25.1%）が算入されている。文化事業収入は主に入場料収入である。最後に付帯事業収入が44,628,683円と収入全体の3.5%を占める。付帯事業収入には，友の会会費収入，館内での飲食サービス売上，テナントの光熱水費が含まれる。「りゅーとびあ」における財務上の特徴は，貸館事業による利用料金収入が計上されていない点にある。貸館事業による利用料金収入は全額，市の収入となっている。

平成20年度における「りゅーとびあ」の支出を資料6に示す。支出合計は，1,266,202,741円であった。そのうち，文化施設管理受託費の占める割合が最も多く，607,343,792円と全体の48.0%を占める。次いで，文化施設管理受託費とほぼ同じ割合の613,474,502円（48.4%）が文化事業費に支出されている。その他，付帯事業費として3.4%の42,766,447円，特定預金支出に0.2%の2,618,000円が支出されている。

6) 観客創造

「りゅーとびあ」における観客創造の方法としては，①鑑賞事業による観客育成②育成事業による観客育成③広告宣伝による観客開拓④N-PAC会員による観客確保がある。

①鑑賞事業における観客創造

長期的に観客を育てる、聴衆の土壌作りということで挙げられるのは、新潟市内全域の小学校5年生を対象に年4回開かれる事業「コンサートホールへようこそ」がある。小学生にホールでの鑑賞を体験してもらうものであるが、この事業では小学生とは別に、有料で保護者を対象とした公演が1回行われ、親子共に同じ経験をしてもらうというのが目的である。またクラシックのジャンルでは、対象年齢を幅広くすることが可能な公演で親子券を発行しており、シリーズ化して質を確保している。

また、既出であるが、「ワンコインコンサート」は、「りゅーとびあ」に来る機会の少ない観客をターゲットに低価格で質のよい公演を提供している。アンケートによると、98パーセントが一般客である。コンサートの終了時に他のチケットの案内を行うと80枚程度売れることから、集客に直接繋がっていると考えられる。

②育成事業による観客育成

子どもを対象とした育成事業として、オーケストラ教室と子ども演劇スタジオがある。前者は「りゅーとびあ」の育成事業の中でも最も古く、保護者会も巻き込んで環境づくりをしているとのことである。子ども演劇スタジオは年2回、演劇に触れる機会の提供として行われている。これらはいずれも子どもを将来の観客として育てていく事業であり、長い目で見た集客活動に繋がると考えられている。

①、②に関してみれば、開館から10年を過ぎ、ようやく循環が始まってきたと考えられるが、実際にそれらの子ども達が観客として戻ってきているかは現在のところまだ確認されてはいない。

③広告宣伝による観客開拓

財政の問題もあり、広報営業費は抑えているが、広告媒体としては、新聞、テレビ、ラジオ等がある。新聞は地方紙である新潟日報、全国紙である朝日及び読売新聞の地方版に広告を掲載する。バスの車内広告も時々行っている。

メールマガジンも発行しており、購読者のうち23.4%がN-PAC会員、76.6%が非会員と、非会員の割合が大きくなっている。メールマガジンは2007年の2月から登録を開始し、2007年3月に配信を開始している。PC,携帯ともに発行頻度は不定期に月2~3回程度で、最新の情報が出次第配信されている。PCは時間のあるときにゆっくり読んでもらえると考えられ、1回の情報量を多めに、先の情報も入れている。携帯は画面の小ささを考慮し、1回の情報量は少なめに、かつ直近の情報を入れるよう心がけている。

④N-PAC会員への特典

N-PACの会員は2004年をピークに減少している。理由にはまず会員の高齢化があげ

られ、物理的に来場が無理になったことが挙げられる。他にも退会の理由としては、魅力的な公演が少なくなったとも挙げられている。また、民間による商業的な公演が増えてきており、観客がそちらに流れるといった事態も起きている。

これらに対し、「りゅーとびあ」では現在友の会会員のデータを分析していないため、はっきりとした対策がなされていないが、今後多くチケットを購入するリピーターに対しては割引率を高くする、またはサイン会等の特典を検討していく予定である。現在は東京交響楽団の定期では通し券（年6回、約30%引）を発行、演劇でも割安な通し券を発行し、観客の確保に努めている。定期演奏会の87%が会員で、2008年では800名に達している。演劇では50～60%、能では60%を会員が占めている。今後、会員データを生かした対策が行われることが望まれる。

7) まちづくりへの対応

「りゅーとびあ」は市街地から少し離れているため、自家用車やバスを使つての来館になる。「りゅーとびあ」を中心としてまちを活性化させるために、町の中心部と「りゅーとびあ」を結ぶ古町通等とパートナーショップ制で連携している。チケットの半券を店舗に持参すれば割引となるシステムであり、それなりに利用されているが、夜間の公演の終了後では店舗の多くが閉まっていることもあり、そのまま市街地、駅周辺に観客が流れていってしまっている。今後はパートナーショップを新潟全市に広げていく構想もあるが、まず地元の商店街の活性化に主眼が置かれる。

8) 改修計画について

指定管理者期間である平成25年度まで改修計画を立てている。予算については、舞台設備大改修のための老朽化調査委託費等を平成22年度予算要求したが査定は0であった。

○建築設備修繕計画（表中●印は実施予定年度を示す。）

項 目	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
壁面塗装	●		●	
アルミオーニング巻取装置				●
自家発電設備		●	●	
施設案内表示設備		●		
空調設備	●	●	●	●
中央監視装置		●		●
上水系設備				●
給湯設備			●	●

○舞台設備修繕計画（表中●印は実施予定年度を示す。）
（H25年度(15年目)に大改修を計画）

項 目	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
舞台照明	●	●		●
舞台音響	●		●	●
舞台機構	●	●		●
舞台床張替				●
舞台備品(楽器含む)整備				●

4. 「りゅーとぴあ」における今後の展望と課題

「りゅーとぴあ」の今後の展望と課題について、「りゅーとぴあ」（カット）では、主に組織運営面からの課題を挙げている。まず、指定管理者制度の指定が競争的になることから、競争に耐えうる組織作りが課題となっている。「りゅーとぴあ」は、開館前から N-Pac Workshop など地方都市において全国水準の舞台芸術を提供することを可能とさせるためにスタッフ育成に努めてきた。現在、財団プロパー職員には、開館以来の制作業務でノウハウを蓄積したスタッフや芸術系の大学で専門教育を受けたスタッフなど財団職員で企画・制作が完結できる体制を整えつつある。しかしながら、プロパーのスタッフとともに「りゅーとぴあ」の運営を支えている新潟市からの派遣職員については、法律の規制上、通常3年、最大でも5年の派遣期間を限度とされているため、蓄積したノウハウが途切れるといった問題が生じている面がある。特に、「りゅーとぴあ」は開館から7年目を迎え（2005年現在）、開館当初から運営に関わっていた派遣職員が異動の時期となっている。

また、財政事情により、派遣職員の引き上げに伴い新たに職員を雇用する際には、人件費を抑えるために、嘱託職員及び臨時社員に移行するという事態も発生している。今後、これまでのノウハウの蓄積をいかに次のスタッフへ引き継いでいくかが課題となるだろう。

また、その他、マクロ的な視点から今後の方向性として、2点の課題を挙げた。第1に、今後の社会経済環境に対応した事業を展開していくことである。今後数年間で、いわゆる団塊世代と呼ばれている世代が一斉にリタイヤしていくことが見込まれているが、この世代を顧客として、従来以上に、どれだけ取り込めるかが観客創出の観点から重要となる。また、50代後半以上の世代は、文化芸術鑑賞の中心世代であることから、この世代のニーズを上手く取り入れた鑑賞事業を展開することが今後の課題となってくる。第2に、街づくり戦略の拠点のひとつとして「りゅーとぴあ」を位置づけるということである。新潟市は、平成19年4月に政令指定都市に移行した。そのため、「りゅーとぴあ」は政令指定都市「新潟市の顔」とも言うべき代表的施設となるべく、新潟市圏からの文化発信拠点として独自の公演制作などソフト面を強化させていくことが一層重要な課題となるだろう。

資料 1 新潟市民芸術文化会館条例

平成 9 年 12 月 24 日
条例第 39 号

(設置)

第 1 条 音楽、演劇、能その他の舞台芸術の振興を図り、もって市民文化の向上に資するため、新潟市民芸術文化会館(以下「会館」という。)を新潟市一番堀通町 3 番地 2 に設置する。

(施設)

第 2 条 会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 音楽ホール
- (2) 演劇ホール
- (3) 能楽堂
- (4) スタジオ
- (5) 練習室
- (6) ギャラリー
- (7) 展望ロビー
- (8) 新津記念室

(利用の許可)

第 3 条 音楽ホール、演劇ホール、能楽堂、スタジオ、練習室又はギャラリー(以下「ホール等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 ホール等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、ホール等の利用を許可しない。

- (1) ホール等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) ホール等の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がホール等の管理上支障があると認める場合

(利用取消しの申出)

第 5 条 利用者は、ホール等の利用を取り消そうとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第 6 条 ホール等の利用につき、その利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の納付時期)

第 7 条 使用料は、規則で定めるところにより前納しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第 8 条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付等)

第 9 条 市長は、第 14 条第 2 項の規定によりホール等の利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によってホール等を利用できなかった場合
- (2) 利用者が規則で定める日までに第 5 条の規定による利用の取消しの申出をした場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第 7 条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の利用の禁止)

第 10 条 利用者は、ホール等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第 11 条 利用者及び会館の入場者(以下「利用者等」という。)は、会館内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号及び第 4 号について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為をすること。
- (2) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (3) 施設又は設備を損傷する行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上支障があると認める行為をすること。

(特別の設備の設置許可)

第12条 利用者は、会館の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第13条 市長は、この条例の規定による許可にホール等の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは会館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、会館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、施設及び設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(管理の委託)

第16条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、財団法人新潟市芸術文化振興財団に会館の管理を委託する。

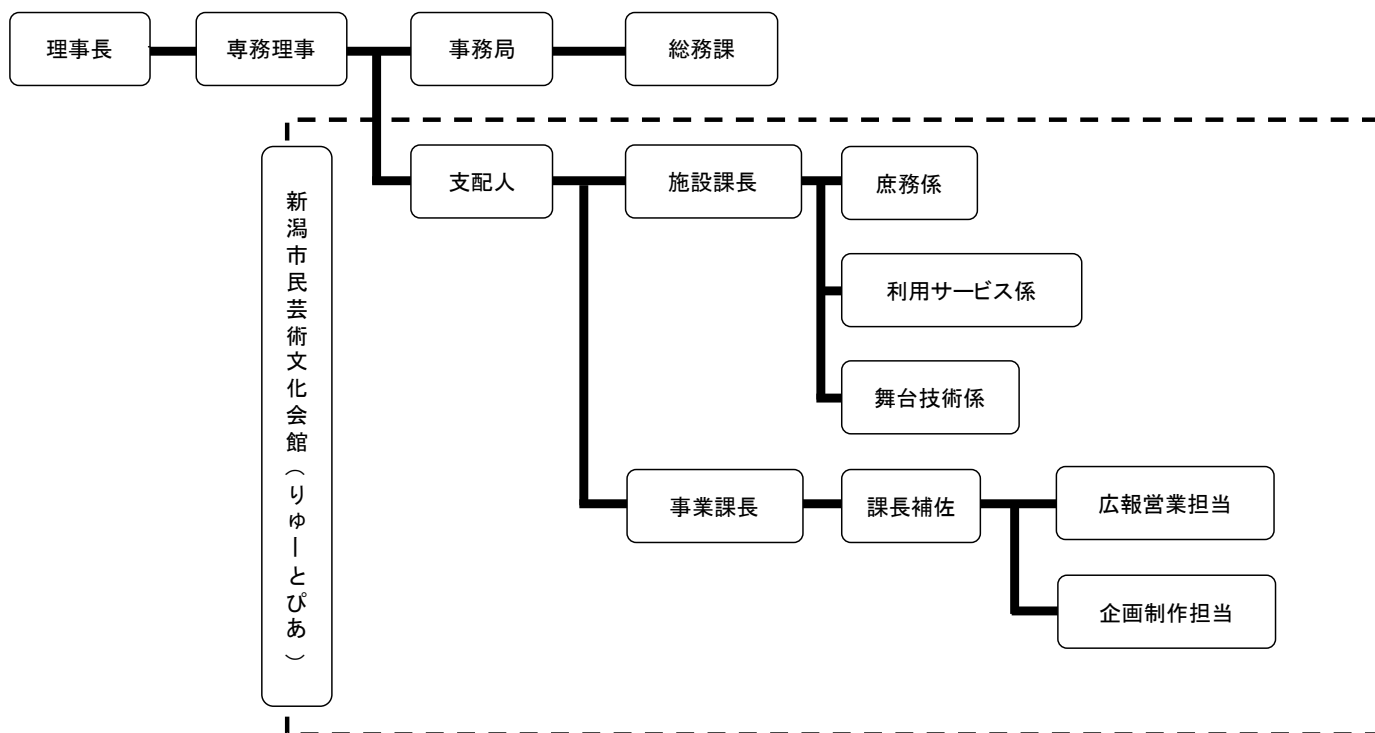
(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年10月22日から施行する。ただし、第2条から第10条まで、第12条から第14条まで、第16条及び別表の規定については、平成10年4月1日から施行する。

資料2 りゅうとぴあ組織図



注)新潟市歴史博物館, 市民プラザ, 音楽文化会館の組織図は省略してある。

*職員数 (H22年1月末現在)

区 分		人数	割合
正職員	任期無	18	27.7%
	任期付	6	9.2%
嘱託職員		13	20.0%
臨時職員		7	10.8%
派遣職員		7	10.8%
業務委託	舞台技術	10	15.4%
	専属オルガニスト	1	1.5%
	自主事業制作	3	4.6%
計		65	100.0%

資料3 財団法人新潟市芸術文化振興財団と財団法人東京交響楽団の提携に関する覚書

財団法人新潟市芸術文化振興財団は、新潟市民芸術文化会館の完成を契機として新潟市における音楽文化活動がより一層充実し、発展するために、次の音楽的諸活動を財団法人東京交響楽団に要請する。

- ア) 芸術的内容に満ちた演奏会の実施
- イ) 音楽愛好家の拡充に寄与する演奏会の実施
- ウ) 音楽の啓発的示唆に富んだ演奏会の実施
- エ) 音楽教育を補助する活動
- オ) 社会に貢献する諸活動

これに対して財団法人東京交響楽団は、自らの音楽的信条と責任に基づき、更に新潟市の音楽文化に対する理解と情熱に応じて、全面的な信頼と積極的な活動を約束する。

ここに両者の合意の証として覚書を交わすものである。

1998年5月18日

財団法人新潟市芸術文化振興財団 会長

財団法人東京交響楽団 理事長

(別紙)

財団法人新潟市芸術文化振興財団と、財団法人東京交響楽団の提携に関する覚書にもとづき、以下の内容を確認する。

内容

1) 財団法人東京交響楽団は、東京で開催している「東京交響楽団定期演奏会」あるいは「それに準ずる演奏会」のなかから新潟市と協議し、合意した演奏会を、年5回程度新潟市で開催する。本演奏会は、「東京交響楽団新潟定期演奏会」と名づける。

2) 前記演奏会の曲目、出演者の内容は、東京で開催するものと同等もしくはそれに準ずるものとするが、合唱団等一部出演者に関しては、新潟市にゆかりのある音楽家の起用を考慮する。

3) 財団法人東京交響楽団は、「東京交響楽団新潟定期演奏会」等のために、財団法人新潟市芸術文化振興財団が主宰する合唱団「にいがた東響コーラス」の運営上の助言並びに音楽的指導を行う。

4) 財団法人東京交響楽団は、新潟市民を対象とした、音楽愛好家の拡充と音楽の楽しさを体験できる演奏会を開催する。その内容、回数、時期等は、両者協議の上で決定する。

5) 財団法人東京交響楽団は、新潟市の、主として児童・生徒を対象とした、音楽に関心を抱かせる、啓発的な演奏会を開催する。

6) 財団法人東京交響楽団は、その団員を新潟市内の小学校、中学校、高等学校に派遣し、また音楽愛好家・演奏家団体と提携し、音楽教育の補助や、演奏への指導、助言を行う。その実施の詳細については、両者協議の上で決定する。

7) 財団法人東京交響楽団は、その団員を新潟市内の福祉施設や養護施設、病院等に派遣し、多くの人たちに音楽的感動を享受できるような活動を行う。その実施の詳細については、両者協議の上で決定する。

8) 本合意のもとに実施される音楽的諸活動に必要な経費については、原則として以下の様に区分、各々が負担する。

ア) 第1項、第4項、第5項に係る支出については、財団法人新潟市芸術文化振興財団が負担する。

イ) 第3項に係る運営上及び音楽的指導に要する経費は、財団法人新潟市芸術文化振興財団が負担する。

ウ) 第6項、第7項に係る音楽的活動の実施に要する費用は、財団法人東京交響楽団が負担する。

9) 本合意のもとに実施される音楽的活動から得られる全ての収入は、財団法人新潟市芸術文化振興財団が受け取るものとする。

10) その他、本合意事項に定めのない事項および合意事項の変更については、両者が誠意をもって協議し、解決する。

1998年5月18日

財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長

財団法人東京交響楽団 楽団長

資料 4 平成 16 年度文化事業一覧

2008 年度

(1) 音楽事業

東京交響楽団との提携による質の高い演奏と幅広いプログラム内容の演奏会、日本を代表するコンサートホールにふさわしい演奏家を招聘した世界水準の演奏会、音楽愛好者拡大のための演奏会、また、オルガンの活用、オペラ・コンサート、音楽文化会館でのコンサートなど多彩な演奏会を開催することにより、聴衆の水準を高めるとともにその拡大に努めた。

また、各種講座の開催や普及プログラムにより市民の音楽活動の底辺の拡大や、ジュニアの育成の強化を図った。

① 鑑賞事業

ー東京交響楽団提携シリーズー

・東京交響楽団新潟定期演奏会

第 47 回 平成 20 年 4 月 27 日(日) ～ベートーヴェン：ヴァイオリン協奏曲～

第 48 回 5 月 18 日(日) ～シューベルト：交響曲第 4 番「悲劇的」～

第 49 回 7 月 6 日(日) ～マーラー：交響曲第 2 番「復活」～

第 50 回 10 月 19 日(日) ～開館 10 周年記念～

第 51 回 12 月 13 日(土) ～ブラームス：交響曲第 2 番～

第 52 回 平成 21 年 3 月 1 日(日) ～エルガー：チェロ協奏曲～

・コンサートホールへようこそ～小学校 5 年生への音楽のおくりもの～ 平成 20 年 10 月 21～22 日(火～水)

・特割コンサート 平成 20 年 10 月 22 日(水)

ー開館 10 周年記念ー

・ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団 平成 20 年 9 月 20 日(土)

・エディタ・グルベローヴァ ソプラノ・リサイタル 平成 20 年 11 月 18 日(火)

・にいがたジルヴェスター・コンサート 2008 平成 20 年 12 月 31～平成 21 年 1 月 1 日

ーピアノ・リサイタルシリーズー

・シリーズ 19 ケマル・ゲキチ 平成 20 年 6 月 26 日(木)

・シリーズ 20 クリスチャン・ツイメルマン 平成 20 年 7 月 12 日(土)

ー歌の花束シリーズー

・シリーズ 16 子どもの歌のコンサート 平成 21 年 2 月 8 日(日)

ーカルテットシリーズー

・シリーズ 17 パシフィカ弦楽四重奏団 平成 20 年 6 月 11 日(水)音文

ーオルガンシリーズー

・山本真希リサイタルシリーズ No.4 平成 20 年 5 月 17 日(土)

・山本真希リサイタルシリーズ No.5 平成 20 年 10 月 5 日(日)

・山本真希リサイタルシリーズ No.6 平成 21 年 2 月 22 日(日)

・ヨン・ラウクヴィック オルガン・リサイタル 平成 20 年 6 月 21 日(土)

・井上圭子 オルガン・リサイタル 平成 20 年 11 月 24 日(日)

・オルガン・クリスマスコンサート 平成 20 年 12 月 19 日(金)

・オルガン・マスタークラス 平成 20 年 6 月 22 日(日)

ーりゅーとぴあオペラ劇場シリーズー

・りゅーとぴあオペラ劇場オペラ・コンサート 2009 平成 21 年 3 月 22 日(日)

ーカジュアルコンサートシリーズー

・シリーズ 3 「カルテット・スピリタス」 平成 20 年 11 月 3 日(月)

・シリーズ 4 「村治佳織」 平成 21 年 3 月 8 日(日)

ーその他ー

・茂木大輔のレクチャーコンサート 平成 20 年 4 月 6 日(日)

・宮川彬良とアンサンブル・ベガ 2 回公演 平成 21 年 1 月 6 日(火)

・生で聴く「のだめカンタービレの音楽会」 平成 20 年 6 月 5 日(木)

・オペラシアターこんにゃく座《ゼロ弾きのゴーシュ》 平成 20 年 6 月 29 日(日)劇場

・ウィーン・セレナーデ 平成 20 年 6 月 17 日(火)

・鼓童 1 2 月公演 平成 20 年 12 月 5～6 日(金～土)

・ベルリン・フィル八重奏団 平成 21 年 1 月 16 日(金)

② 育成・普及事業

ーオルガン事業ー

・オルガン普及プログラム

りゅーとぴあオルガン講座	
入門講座	
市民オルガン講座	ポジティブオルガン使用の半年コース
基礎講座	
ジュニアコース	大オルガン使用の半年コース
一般コース	大オルガン使用の1年コース
応用講座	
応用コース	大オルガン使用の1年コース
秋の発表会	平成20年10月11日(土)
修了演奏会	平成21年3月15日(日)
オルガン・サマー・デイズ	平成20年8月2～3日(土～日)
冬休みオルガン探検ツアー	平成21年1月10～11日(土～日)
オルガン音楽隊	随時・通年
オルガン・オーダーコンサート	随時・通年
ーホール体験事業ー	
・1コインコンサート	
Vol.33「オルガン」	平成20年4月19日(土)
Vol.34「チェロ」	平成20年5月23日(金)
Vol.35「ヴァイオリン」	平成20年7月8日(火)
Vol.36「管楽器」	平成20年9月4日(木)
Vol.37「声楽」	平成20年10月29日(水)
Vol.38「ピアノ・デュオ」	平成20年11月13日(木)
・プライム・クラシック1500	
Vol.3「チェロ」	平成20年5月23日(金)
Vol.4「ピアノ・デュオ」	平成20年11月13日(木)
・アフタヌーン・コンサート	
Vol.3「ヴァイオリン+アコーディオン+ピアノ」	平成21年3月24日(火)
ージュニア等育成事業ー	
・にいがた東響コーラス	平成20年4月～7月
・ジュニアオーケストラ教室育成事業	
第27回定期演奏会	平成20年9月15日(月)
クリスマス演奏会	平成20年12月23日(火)音文
・全国公立ジュニアオーケストラ連絡協議会	通年
・ジュニア合唱団育成事業	
第18回定期演奏会	平成20年7月20日(日)
第31回新潟県少年少女合唱団合同演奏会	平成20年8月24日(日)
第30回新潟市少年少女合唱交歓演奏会	平成21年2月21日(土)
クリスマス・コンサート	平成20年12月21日(日)音文
・ジュニア邦楽教室育成事業	
第13回定期演奏会	平成20年7月27日(日)音文
東京公演	平成20年9月28日(日)ティアラ江東
・ジュニア音楽教室第5回スプリングコンサート	平成21年3月29日(日)
ーその他ー	
・音楽サークル発表会「おかあさん音楽会」	平成20年12月7日(日)
・市民音楽講座	通年
・コンサートホール企画連絡会議	通年(年2回開催)

(2) 演劇事業

多様な専門機能を持つ劇場と伝統様式の能楽堂を活用し、劇場製作の作品及び小劇場系の演劇公演や伝統芸能などの様々な舞台芸術を開催し、賑わいのある劇場空間の創造と観客の定着を目指した。また、りゅーとぴあ開館10周年記念として市民創造ミュージカル「大いなる遺産」の製作公演を行ったほか、「演劇スタジオ」やワークショップを通して優れた演劇創造に必要な人材を育てた。

① 鑑賞事業

- ・猫のホテル「ケンカ哀歌」 1回公演 平成20年5月14日(水)
- ・「SISTERS」 5回公演 平成20年8月14日(木)～17日(日)
- ・「戸惑いの日曜日」 2回公演 平成20年8月29日(金)・30日(土)

- ・白石加代子「源氏物語」 1回公演 平成20年9月13日(土)
- ・蜷川幸雄「から騒ぎ」 2回公演 平成20年10月31日(金)・11月1日(日)
- ・「1945～藪の中」 1回公演 平成20年11月5日(水)
- ・篠井英介&鈴木勝秀「サド公爵夫人」 1回公演 平成20年11月20日(木)
- ・オリガト・プラスティコ Vol.4「しとやかな獣」 1回公演 平成21年2月11日(水)
- ・人形浄瑠璃「文楽」 2回公演 平成21年3月14日(土)
- ・春風亭小朝独演会 平成20年10月3日(金)
- ・りゅーとぴあ10周年記念ミュージカル「大いなる遺産」 平成20年12月17日(水)～21日(日)

② 育成・普及事業

- ・「第二十回ふるまち新潟をどり」2回公演 平成20年6月15日(日)
- ・演劇スタジオキッズコース“アプリコット”
「夏の夜の夢」2回公演 平成21年3月7日(土)・8日(日)
- ・文楽レクチャー&ワークショップ「文楽楽々」 1回 平成20年11月30日(日)
- ・「文楽ミニ講座」3回 平成21年2月15日(日)・21日(土)・22日(日)
- ・文楽「義太夫講座」1回 平成21年3月1日(日)

(3) 能楽事業

伝統様式の本格的な能舞台と劇場を活用し、子どもから一般までを対象とした普及に重点をおいた公演と、能狂言に対する知識や興味を高める能楽講座を開催した。

① 鑑賞事業

- ・春の能楽鑑賞会(宝生流) 2回公演 平成20年4月12日(土)
- ・秋の能楽鑑賞会「道成寺」(観世流) 1回公演 平成20年11月22日(土)
- ・「井伊直弼の能狂言」1回公演 平成20年7月5日(土)
- ・「野村万作・萬斎古典狂言公演」 3回公演 平成20年6月5日(木)・6日(金)
- ・劇場狂言「唐人相撲」 2回公演 平成21年3月25日(水)・26日(木)
- ・G8労働大臣会合「日本文化鑑賞」(能楽公演) 平成20年5月12日(月)

② 育成・普及事業

- ・能楽基礎講座特別編(馬場・塩津講座) 4回 平成20年4月26日(土)・7月15日(火)・9月6日(土)・12月6日(土)
- ・能楽基礎講座(山崎講座) 1回 平成20年6月21日(土)
- ・「観世流能楽鑑賞教室」2回公演 平成20年8月30日(土)
- ・「さわってみよう能の世界」 1回 平成21年3月30日(月)

(4) 新潟発創造事業

専門ホールの特性を活用した新潟発の舞台芸術を創造し、全国に向けて発信した。

平成20年度は、「マクベス」「リア王」「冬物語」「オセロー」「ハムレット」と評価を着実に高めてきている能楽堂シェイクスピアーズの「冬物語」～劇場バージョン～を制作、ヨーロッパ5か国と日本凱旋公演として新潟、東京、兵庫で公演した。

また、平成16年4月に公立の文化施設として初めて設置し、年間2本の新作を制作・上演し、全国的な反響と評価が高まるまた、平成16年4月に公立の文化施設として初めて設置し、年間2本の新作を制作・上演し、全国的な反響と評価が高まるレジデンシャル・ダンス・カンパニーNoismについては、平成25年8月までの活動延長が決定。引き続き新作2本を制作・上演、新潟からの文化創造・発信して、シティプロモーションの位置づけとしても重点事業として展開した。

- ・りゅーとぴあ能楽堂シェイクスピアーズ「冬物語」ヨーロッパツアー&日本凱旋公演
 - ハンガリー公演 平成20年7月12日(土)
 - ルーマニア公演 7月16日(水)・19日(土)・22日(火)
 - モルドバ公演 7月26日(土)・27日(日)
 - ポーランド公演 8月2日(土)・3日(日)
 - ドイツ公演 8月9日(土)
 - 新潟公演 8月22日(金)
 - 東京公演 8月28日(木)～31日(日)
 - 兵庫公演 9月11日(木)
- ・レジデンシャル・ダンス・カンパニー “Noism08”
 - Noismメンバー振付WS公演 平成20年4月3日(木)～5日(土)
 - 「NINA～物質化する生け贄」韓国公演 平成20年4月25日(金)・26日(土)

第9作公演 「Nameless Hands～人形の家」
新潟公演 平成20年6月2日(月)～4日(水), 6月7日(土)・8日(日),
6月12日(水)～14日(土), 7月26日(土)・27日(日)
静岡公演 平成20年6月20日(金)～22日(日)
東京公演 平成20年7月2日(水)～6日(日)
いわき公演 平成20年7月12日(土)
金沢公演 平成20年7月19日(土)・20日(日)
第10作公演 「NINA～物質化する生け贄(ver.black)」
新潟公演 平成20年11月14日(金)～16日(日)
横浜公演 平成20年12月17日(水)～21日(日)
Noism ワークショップ
こどものためのからだ 平成20年10月11日(土)
大人のためのダンス体験学習会 平成20年10月11日(土)・12日(日)
Noism バレエ 平成20年10月12日(日)
Noism こどものためのからだワークショップ(新潟市立山潟小学校受託事業)
山潟小学校(6年生対象) 平成20年10月6日(月)
Noism こどものためのからだワークショップ(財団法人新潟県文化振興財団受託事業)
上越文化会館 大ホール 平成21年2月22日(日)
糸魚川市民会館 大ホール 平成21年3月8日(日)
見附市文化ホール アルカディア 中ホール 平成21年3月20日(日)
Noism 写真展 平成20年11月11日(火)～25日(火)
フランス パリ日本文化会館ワークショップ 平成21年1月28日(水)
フランス ナント国立舞踊センター ワークショップ(新潟市派遣) 平成21年1月29日(木)
～31日(土)
フランス ナント国立舞踊センター Work in progress(新潟市派遣) 平成21年1月31日(木)

資料5 「りゅーとびあ・1コイン・コンサート」過去の出演者一覧

VOL	楽器	アーティスト	日程	来場者数
Vol.1	ピアノ	仲道祐子	2002年9月1日(日)	1,050
Vol.2	声楽	竹内公一 他	2002年11月15日(金)	600
Vol.3	フルート	瀬尾和紀	2002年12月3日(火)	730
Vol.4	ヴァイオリン	梅津美葉	2003年3月15日(土)	806
Vol.5	ギター&オーボエ	鈴木大介、古部賢一	2003年6月8日(日)	1,013
Vol.6	チェロ	植木昭雄	2003年7月10日(木)	786
Vol.7	マリンバ	池上英樹	2003年9月5日(金)	1,047
Vol.8	パイプオルガン	高橋博子	2003年10月22日(水)	890
Vol.9	ヴァイオリン	磯 絵里子	2003年11月8日(土)	722
Vol.10	ピアノ	樋口あゆ子	2003年12月3日(水)	1,443
Vol.11	パイプオルガン	近藤 岳	2004年4月28日(水)	469
Vol.12	声楽	萩原みか、小川明子	2004年6月9日(水)	650
Vol.13	マリンバ	浜まゆみ	2004年6月23日(水)	1,322
Vol.14	トランペット&オルガン	高橋 敦、和田純子	2004年9月11日(土)	1,012
Vol.15	クラリネット	加藤明久	2004年10月3日(日)	632
Vol.16	邦楽	石井まなみ 他	2004年12月10日(金)	526
Vol.17	サクソフォン	田中靖人	2005年5月7日(土)	1,002
Vol.18	ピアノ・デュオ	デュエットウ	2005年7月21日(木)	872
Vol.19	オーボエ&オルガン	池田昭子、和田純子	2005年10月5日(水)	729
Vol.20	声楽	増田のり子、浅井隆仁	2005年11月30日(水)	533
Vol.21	チェロ	横坂 源	2005年12月9日(金)	1,140
Vol.22	パイプオルガン	山本真希	2006年4月15日(土)	1,300
Vol.23	リコーダー&チェンバロ	江崎浩司、長久真実子	2006年6月6日(火)	804
Vol.24	揚琴&ギター	ウェイウェイ、遠山哲朗	2006年7月27日(木)	722
Vol.25	声楽	松井亜紀、安保克則 他	2006年10月5日(木)	724
Vol.26	ハープ&サクソフォン	内田奈織、福井健太	2006年10月20日(金)	1,107
Vol.27	パイプオルガン	三浦はつみ	2007年4月14日(土)	894
Vol.28	ホルン	ジョナサン・ハミル	2007年5月22日(火)	756
Vol.29	箏・二十五絃箏&尺八	URANUS	2007年6月13日(水)	615
Vol.30	フルート	丸田悠太	2007年9月27日(木)	858
Vol.31	声楽	元村亜美、藤井雄介 他	2007年10月19日(金)	539
Vol.32	サクソフォン四重奏	カルテット・スピリタス	2007年11月2日(金)	706
Vol.33	パイプオルガン	桑山彩子	2008年4月19日(土)	962
Vol.34	チェロ	水谷川優子	2008年5月23日(金)	1,034
Vol.35	ヴァイオリン	高木和弘	2008年7月8日(火)	884
Vol.36	ギター&フルート	益田正洋、難波薫	2008年9月4日(木)	1,012
Vol.37	声楽	江原雅敏、山下尚子	2008年10月29日(水)	800
Vol.38	ピアノ・デュオ	デュオ・グレイス	2008年11月13日(木)	854
Vol.39	パイプオルガン	中野ひかり	2009年4月10日(金)	658
Vol.40	ヴァイオリン	松山芽花	2009年5月15日(金)	792
Vol.41	声楽	岩下晶子、鈴木准 他	2009年6月2日(火)	616
Vol.42	アルゼンチン・タンゴ	トリアングロ	2009年9月16日(水)	1,374
Vol.43*1	邦楽	小湊昭尚、市川 慎	2009年10月8日(木)	102
Vol.44	オーボエ	荒絵理子	2009年12月8日(火)	776
			合計	36,863
			平均	838

*1 Vol.43当日大型台風直撃

資料6 市民芸術文化会館会計（収入の部）

科 目	決算額
1. 事業活動収入	320,107,183
文化事業収入	320,107,183
2. 補助金等収入	902,975,925
補助金収入	219,570,760
会館管理受託収入	609,608,606
助成金収入	68,259,762
共催負担金収入	5,536,797
3. 付帯事業収入	44,628,683
友の会収入	14,688,196
販売収入	15,574,233
雑収入	14,366,254
4. 特定資産取崩収入	353,186
退職給付引当資産取崩収入	353,186
当期収入合計(A)	1,268,064,977
前期繰越収支差額	8,173,544
収入合計(B)	1,276,238,521

出典：新潟市芸術文化振興財団「平成20年度収支報告書」

資料7 市民芸術文化会館会計（支出の部）

科 目	決算額
1. 文化事業費	613,474,502
給料手当	3,907,260
賃金	1,419,896
福利厚生費	489,916
会議費	54,582
旅費交通費	52,334,339
通信運搬費	9,147,770
消耗什器備品費	1,451,500
消耗品費	6,568,934
修繕費	350,550
印刷製本費	15,880,303
燃料費	52,231
使用料及び賃借料	13,455,319
保険料	1,256,354
諸謝金	39,270,358
租税公課	360,597
負担金支出	1,580,326
委託費	414,949,514
役務費	10,597,470
広告宣伝費	26,725,075
交際費	50,000
食糧費	1,112,441
手数料	5,544,778
備品購入費	1,185,300
雑費	5,729,689
2. 文化施設管理受託事業費	607,343,792
給料手当	158,895,494
賃金	28,391,759
退職金	1,380,800
福利厚生費	28,060,532
旅費交通費	3,127,732
通信運搬費	3,005,003
消耗什器備品費	2,473,847
消耗品費	9,379,514
修繕費	5,402,578
印刷製本費	581,542
燃料費	59,702
光熱水費	93,336,165
使用料及び賃借料	6,061,171
保険料	150,910
租税公課	11,208,300
負担金支出	257,050
委託費	240,117,741
役務費	789,732
広告宣伝費	94,500
食糧費	15,000
職員研修費	238,440
工事請負費	12,739,230
手数料	44,575
備品購入費	1,532,475

科 目	決算額
3. 特定預金支出	2,618,000
退職給付引当預金支出	2,618,000
4. 付帯事業費	42,766,447
賃金	3,290,296
福利厚生費	336,825
旅費交通費	66,300
通信運搬費	913,728
消耗什器備品費	99,999
消耗品費	6,228,534
修繕費	15,750
印刷製本費	1,875,508
光熱水費	11,424,291
使用料及び賃借料	7,947,501
諸謝金	33,333
租税公課	6,600
負担金	3,000
委託費	8,204,455
役務費	103,890
手数料	10,395
雑費	2,206,042
5. 予備費	0
予備費	0
当期支出合計(C)	1,266,202,741
当期支出差額(A)-(C)	1,862,236
次期繰越収支差額(B)-(C)	10,035,780

出典：新潟市芸術文化振興財団「平成20年度収支報告書」

出典：新潟市芸術文化振興財団「平成20年度収支報告書」